

お知らせします。2つの給付金



申請手続きは7月14日からです。

対象と思われる方にはご案内を送付します。



臨時福祉給付金

対象者

住民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき1万円

年金や児童扶養手当等の受給者は1万5千円

子育て世帯 臨時特例給付金

対象者

1月分の
児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の方や生活保護受給者等は除く

子ども1人につき1万円

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするため

○平成26年4月から消費税率は8%になりました。*

○引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

この消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現をはかり持続的な経済成長につなげるため、「経済政策パッケージ」を決定しました。その一環として2つの給付金を支給します。

申請方法

1 申請書 を 入 手	給付金の受給には申請が必要です。平成26年1月1日時点で住民票が富士見町にある方は、申請書を送付します。 (住民票が富士見町になかった方は住民票のある市町村へお問い合わせください)
2 申請書 を 記 入	申請書に必要事項を漏れなく記入してください。
3 申請書 を 提 出	申請書の記入、必要書類の添付が終わったら、申請期間内に郵送するか、窓口へ直接提出してください。
4 給付金 を 受 給	支給要件を満たした方は、申請書に記載した指定口座に入金されます。

【ご注意】

○受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

○老齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求が可能で、まだ行っていない方は、平成26年9月30日までに裁定等の請求を行っていただく必要があります。

※加算対象者の要件に関する説明部分もお読みください。

【申請方法に関するお問い合わせ】

「臨時福祉給付金」

住民福祉課社会福祉係 ☎62-9144

「子育て世帯臨時特例給付金」

子ども課子ども支援係 ☎62-9237

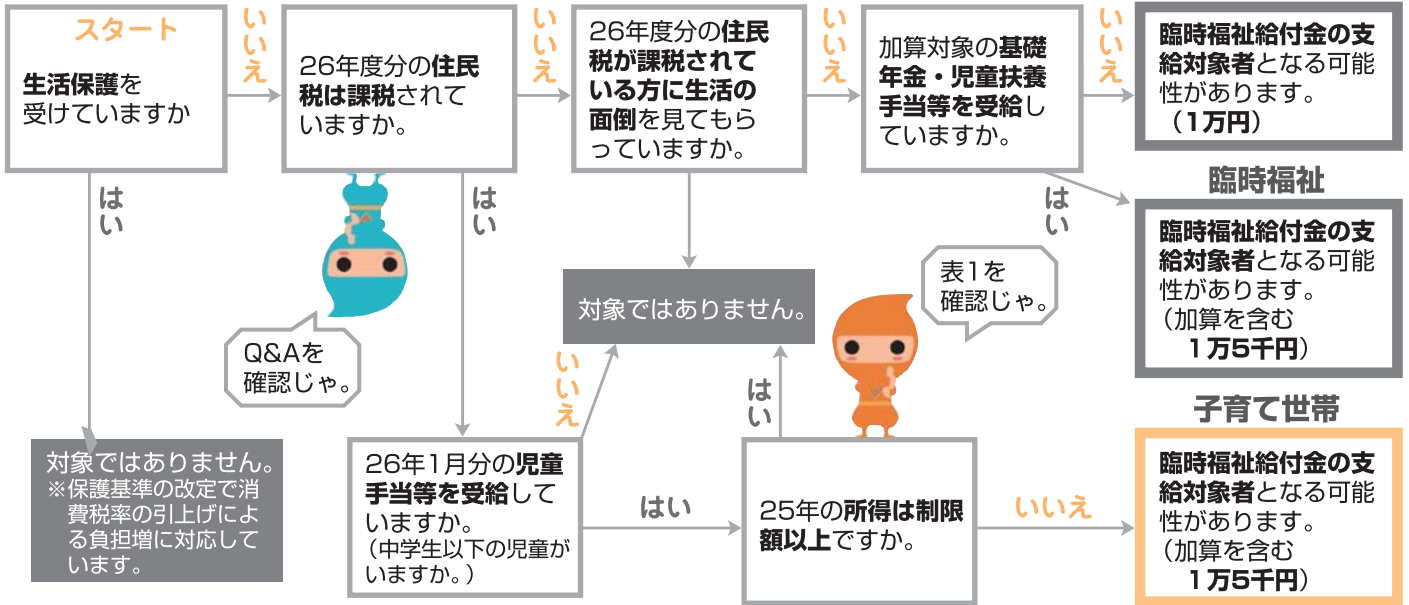


「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(※9110))に連絡してください。

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

臨時福祉給付金

支給要件

- 支給対象者
平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、以下の場合は除きます。
 - ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
 - ・生活保護の受給者である場合 など

- 支給額
 - ・1人につき**10,000円**。下記の《加算対象者》は1人につき**5,000円**を加算。

《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

- 支給対象者
次のどちらの要件も満たす方が対象です。
 - ①平成26年1月分の**児童手当・特例給付**※を受給
 - ②平成25年の所得が**児童手当の所得制限限度額未満**(表1の限度額目安未満かどうか)
※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。
- 対象児童
支給対象者の平成26年1月分の**児童手当・特例給付の対象**となる児童
ただし、以下の場合は除きます。
 - ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
 - ・生活保護の受給者となっている児童 など

○支給額

- ・対象児童1人につき**10,000円**

表1【児童手当の所得制限限度額(給与収入ベース)】

区分(扶養親族等の数)	限度額目安(給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子1人(3人)	960万円

Q1 基準日(平成26年1月1日)の翌日以降に引越した場合の給付金の受取はどうなりますか?

A 今回の2つの給付金は基準日(平成26年1月1日)時点で住民票がある市町村から支給されます。

具体的な申請方法や申請期間については、基準日時点でお住まいの市町村にお問い合わせください。

Q2 自分に住民税が課税されているかどうかはどうすればわかりますか?

A 例えば、○町民税の納税通知書が送付されている ○ご自身の給与明細書の住民税の項目に税額が記載されている ○7月中に送付される介護保険料決定通知書に記載の「保険料の段階」が6段階以上であるなどの場合は課税されています。

Q3 基準日(平成26年1月1日)以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか?

A [臨時福祉給付金]

基準日(平成26年1月1日)に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も臨時福祉給付金の対象にはなりません。

[子育て世帯臨時特例給付金]

基準日に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にはなりません。